

秋田県受動喫煙防止条例について

1 目的

【第1条関係】

この条例は、受動喫煙は、生活習慣病の発症と関連があること及び二十歳未満の者の健康に及ぼす影響が重大であることに鑑み、受動喫煙の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するための措置を講ずることにより、望まない受動喫煙の生じない生活環境の実現を目指し、もって県民の健康的な生活の確保に資することを目的とする。

2 責 務

■県 【第2条関係】

○県民及び事業者に対し、受動喫煙を防止するための措置に関する情報を提供すること。

○望まない受動喫煙の生じない生活環境の実現に向けた、県民及び事業者の自主的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずること。

■県民 【第3条関係】

○受動喫煙が人の健康に及ぼす影響について関心と理解を深めること。

○受動喫煙防止についての配慮が適正になされるよう、自主的かつ積極的に取り組むよう努めること。

■事業者 【第4条関係】

○受動喫煙防止について理解を深めること。

○事業活動を行うに当たり、受動喫煙の防止について、自主的かつ積極的に取り組むよう努めること。

3 施設・区域別の措置

施設・区域等の類型	条 例	改正健康増進法
第1種施設		
幼稚園、小・中学校、高等学校、児童福祉施設等	【第6条関係】 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できない)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できる)
大学、行政機関、医療機関等	【第7条関係】 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置しないよう努める)	
第2種施設		
駅、空港等	【第8条関係】 屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置できない)	屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置できる)
事務所、飲食店等	【第10条関係】 屋内禁煙 (喫煙専用室を設置できる、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める)	※指定たばこ専用喫煙室は、加熱式たばこ専用の喫煙室で、飲食が可能
既存特定飲食提供施設 ※既存飲食店のうち個人又は中小企業(資本金又は出資金の総額5千万円以下)が運営する客席面積100㎡以下の飲食店	【第9条関係】 【当分の間の特例】 ○従業員(親族を除く)を使用している場合 屋内禁煙 (喫煙専用室を設置できる、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める) ※【附則第3項関係】 条例施行後5年間は経過措置として 屋内禁煙とするよう努める。 ○従業員(親族を除く)を使用していない場合 改正健康増進法に同じ	【当分の間の特例】 屋内の一部又は全部を喫煙できる場所として定めることができる。
すべての飲食店	【第11条関係】 改正法による喫煙可能施設の標識に加え、「禁煙施設」である旨の標識も掲示	施設の出入りに喫煙可能な場所が設置されている旨の標識を掲示
屋外等 (イベント・大会会場等)	【第12条関係】 望まない受動喫煙が生じないよう配慮	—

4 行政指導等

【第14条、第15条関係】

県民の理解と協力を得ながら施行することとし、本条例において、罰則は設けない。
なお、義務に違反する場合は、行政指導等を行う。

5 検討について

【附則第4項関係】

条例施行後5年を目途として、施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 施行日

施行時期は、改正法の施行と時期を合わせることが効率的かつ効果的であることから、条例の趣旨や規制内容について、十分な周知に努めながら進める。

○公布の日

目的、責務等の施設・区域別に措置に関する規定以外の規定
【第1条～第5条、第19条】(一部施行)

○令和2年4月1日

施設・区域別の措置に関する規定
【第6条～第18条】(全面施行)

○令和7年4月1日

従業員を使用している既存特定飲食提供施設に係る経過措置が終了することに伴い必要となる手続規定
【第9条第2項、第14条第3項】(本格施行)